

平成26年5月16日

熊本地方検察庁における記者会見について

熊本地方検察庁

熊本地方検察庁は、熊本県司法記者クラブに所属していない一定の記者についても参加することができる記者会見を開催しております。

当庁の記者会見に参加するためには事前の登録が必要であり、本年度の参加希望者について、下記のとおり登録申請を受け付けることになりました。

なお、当庁における記者会見に参加する記者についての事前登録手続については、毎年1回、5月に行います。

1 記者会見の開催

当庁による重大事件の起訴及びその他事件に対する判決、その他必要に応じて、随時の記者会見を開催します。

なお、記者会見を行わない場合でも、必要に応じて、発表案件の概要等を記載した公表ペーパーを配布することもあります。

2 参加対象者

記者会見には、熊本県司法記者クラブ所属の記者において参加できるほか、以下の会員社（①ないし⑥）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者で、事前に登録手続を了した者において参加できることとします。

① 日本新聞協会会員社

② 日本専門新聞協会会員社

③ 日本地方新聞協会会員社

④ 日本民間放送連盟会員社

⑤ 日本雑誌協会会員社

⑥ 日本インターネット報道協会会員社

⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、上記①ないし⑥の会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

3 記者会見の開催要領及び事前登録手続

記者会見の開催要領等の詳細は、事前登録手続終了後、別途お知らせいたします。